

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 10 日 (金) 第 394 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 基本測量の中止 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 5

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 5

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 6
- 鹿児島県警察職員被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 7

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

警 察 本 部 告 示

- 会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める行政職給料表の適用範囲等の一部改正 (※) (警務課取扱い) 10

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 10
- うみがめの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
出水マリンバ薬局	出水市本町4番45-1号	令和5年3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人英愛会	鹿児島市平川町4660番地	訪問看護ステーションまごころ谷山	鹿児島市下福元町7536番地1	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島市小野一丁目1番1号	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ゆうゆう薬局玉里団地店	鹿児島市玉里団地二丁目4番9号	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療
みやこ調剤薬局	鹿児島市吉野三丁目2番1号	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療
ふじ薬局山田店	鹿児島市山田町3408-9	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療
健美堂薬局国分店	霧島市国分中央一丁目26番20号	令和 5 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
医療法人明心会吉野病院 鹿児島市吉野四丁目32番1号	所在地	鹿児島市吉野町3095	鹿児島市吉野四丁目32番1号	精神通院医療

明輝会クリニック 鹿児島市吉野三丁目2番5号	所在地	鹿児島市川上町2750番地18	鹿児島市吉野三丁目2番5号	精神通院医療
スリジェこころのクリニック 鹿児島市宇宿三丁目32番5号	所在地	鹿児島市南郡元町6番16号-2F	鹿児島市宇宿三丁目32番5号	精神通院医療
きらり薬局 鹿児島市吉野三丁目33番3号	所在地	鹿児島市川上町2721番地29-102	鹿児島市吉野三丁目33番3号	精神通院医療
みやこ調剤薬局 鹿児島市吉野三丁目2番1号	所在地	鹿児島市川上町2750番地10	鹿児島市吉野三丁目2番1号	精神通院医療
きりん薬局 鹿児島市宇宿三丁目32番5号101号室	所在地	鹿児島市南郡元町6番16号103号室	鹿児島市宇宿三丁目32番5号101号室	精神通院医療

鹿児島県告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
医療法人明輝会 鹿児島市吉野三丁目2番5号	よしの訪問看護ステーション 鹿児島市吉野二丁目17番15号	医療機関の主たる事務所の所在地	鹿児島市川上町2750番地18	鹿児島市吉野三丁目2番5号	精神通院医療

鹿児島県告示第199号

令和4年1月25日鹿児島県告示第61号で告示した基本測量の実施は、国土地理院長から次のとおり一部を中止した旨の通知があった。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

中止した作業

- 1 作業の種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業の期間 令和4年2月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、指宿市及び南九州市

鹿児島県告示第200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（UAVレーザ計測）
- 2 作業の期間 令和5年3月6日から同年4月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市（桜島）

鹿児島県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市牧園町高千穂字轟木 3170番19地先から3170番18 地先まで	前	17.0～33.0	148.0
			後	12.0～21.5	148.0

鹿児島県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野加治木線	始良郡湧水町米永字坂元 3366番1地先から3378番12 地先まで	前	9.2～15.6	344.3
			前	10.3～13.9	355.5
			後	9.2～15.6	344.3

鹿児島県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	隼人加治木線	霧島市隼人町嘉例川字山城 3561番1地先から3562番3 地先まで	前	15.4～38.0	67.0
			後	14.8～24.1	67.0

鹿児島県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字大津勘字 東原964番1地先から966番 3地先まで	前	16.4~22.4	26.0
			後	14.7~18.1	26.0

鹿児島県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	水俣出水線	出水市上鯖淵字洗切4476番 1地先から同市上鯖淵字前 田3289番1地先まで	前	5.9~28.7	826.5
			後	7.0~61.3	804.4

鹿児島県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	水俣出水線	出水市上鯖淵字洗切4476番1地先から同市上鯖淵字 前田3289番1地先まで	令和5年 3月10日

大島支庁告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年3月10日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスヒマワリクラブ知名教室	大島郡知名町瀬利覚465	株式会社ふるサポート奄美	奄美市名瀬長浜町14-2コーポ松元1-A	園田 明	令和5年 1月1日	放課後等 デイサー ビス

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 5 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類及び車両類（修理））
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 5 年 3 月 10 日から同年 4 月 7 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

公安委員会規則

鹿児島県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鑪 野 孝 清

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号

鹿 児 島 県 留 置 施 設 視 察 委 員 会 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 留 置 施 設 視 察 委 員 会 に 関 す る 規 則 (平 成 19 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 2 項 中 「警 務 部 警 務 課 長」 を 「警 務 部 留 置 管 理 課 長」 に 改 め る。

第 4 条 第 2 項 中 「警 務 部 警 務 課」 を 「警 務 部 留 置 管 理 課」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 5 年 3 月 17 日 か ら 施 行 す る。

.....
鹿 児 島 県 警 察 職 員 被 服 類 貸 与 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鑪 野 孝 清

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 警 察 職 員 被 服 類 貸 与 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 警 察 職 員 被 服 類 貸 与 規 則 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 中

交通専務員	白色帽子おおい	1 枚	1 年	を
	白色あごひも	1 組	1 年	

交通専務員	白色帽子おおい	1 枚	1 年	に改める。
	白色あごひも	1 組	1 年	
	冬交通事故捜査用臨場服	1 着	2 年	
	夏交通事故捜査用臨場服	1 着	2 年	
	帽子	1 個	2 年	

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

公 安 委 員 会 公 告

警 備 員 等 検 定 合 格 者 審 査 実 施 公 告

警 備 業 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 16 年 法 律 第 50 号) 附 則 第 5 条 及 び 警 備 員 等 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 (平 成 17 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 20 号。 以 下 「検 定 規 則」 と い う。) 附 則 第 6 条 の 規 定 に よ り、 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 が 行 う 審 査 (学 科 試 験 及 び 実 技 試 験 を 受 験 す る 者 に 限 る。 以 下 「検 定 合 格 者 審 査」 と い う。) を 次 の と お り 実 施 す る。

令 和 5 年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鑪 野 孝 清

1 検 定 合 格 者 審 査 の 種 別 及 び 級 並 び に 資 格

(1) 空 港 保 安 警 備 業 務 1 級

検 定 規 則 附 則 第 3 条 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 警 備 員 等 の 検 定 に 関 す る 規 則 (昭 和 61 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号。 以 下 「旧 規 則」 と い う。) 第 1 条 第 1 項 の 表 に 規 定 す る 空 港 保 安 警 備 (以 下 「空 港 保 安 警 備」 と い う。) に 係 る 同 項 に 規 定 す る 検 定 (以 下 「旧 検 定」 と い う。) で あ っ て 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 1 級 に 係 る も の (以 下 「旧 1 級 検 定」 と い う。) に 合 格 し た 者

(2) 空 港 保 安 警 備 業 務 2 級

空 港 保 安 警 備 に 係 る 旧 1 級 検 定 又 は 旧 検 定 で あ っ て 旧 規 則 第 1 条 第 2 項 に 規 定 す る 2 級 に 係 る も の (以 下 「旧 2 級 検 定」 と い う。) に 合 格 し た 者

- (3) 施設警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務 2 級
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (6) 交通誘導警備業務 2 級
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (9) 貴重品運搬警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務 2 級
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査対象外の者
- 1 に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
 - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
令和 5 年 4 月 25 日（火）午前 9 時から午後 1 時まで（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1 級の検定合格者審査
ア 学科試験
イ 科目
a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
b 法令に関すること。
c 警備業務の実施に関すること。
d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 問題数
10 問
イ 実技試験
イ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
 - (2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 申請手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 5 年 3 月 27 日（月）から同年 4 月 7 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則附則第 10 条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1 通

イ 鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第 8 条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者にあつては、次のいずれかの書面

(ア) 鹿児島県内に住所地を有する者にあつては当該住所を疎明する書面 1 通

(イ) 鹿児島県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉

エ 旧検定合格証の写し 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

(ア) 鹿児島県内に住所を有する者

受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(イ) 鹿児島県外に住所を有する者で、鹿児島県内の営業所に属する警備員

受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(ウ) 鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 審査手数料

4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 合格者の発表及び成績証明書の交付

(1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。

(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。

9 本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第2号

令和2年3月31日鹿児島県警察本部告示第2号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める行政職給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

表公安委員会の部に次のように加える。

社会復帰アドバイザー	2級	8号給
------------	----	-----

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-2号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

(1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。

(3) 令和2年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年3月10日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
（雌のうみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
（所持又は販売の禁止）
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
（指示の有効期間）
- 10 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。